

松山市

# 若年がん患者 在宅療養支援事業

住み慣れた自宅で  
自分らしく安心して日常生活を送ることは  
私たちみんなの願いです

松山市では、介護保険制度などの対象にならない若年のがん患者さんとそのご家族の負担を軽減するため、在宅療養に必要な訪問サービスや福祉用具の利用料を助成します。

詳しくは裏面や下記の松山市ホームページをご覧ください

URL <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryo/zukuri/gantaisaku/youngcancer.html>

HPでは支援事業利用の流れやサービス提供事業者、利用に必要な書類等をご確認いただけます

松山市 若年がん

検索



## 対象となる方 ※下記●のいずれにも該当する方

- 松山市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ・20歳以上40歳未満の方
- ・18歳以上20歳未満の方のうち、小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けられない方
- 医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者の方
- 在宅療養上、生活支援や介護が必要な方
- 他の事業で同様のサービスの利用を受けることができない方

## 対象となるサービス

### 福祉用具貸与



### 訪問介護



### 訪問入浴介護



### 福祉用具販売



#### 《福祉用具貸与対象品目》

- ・車椅子
- ・特殊寝台
- ・床ずれ防止用具
- ・手すり(工事を伴わないもの)
- ・歩行器
- ・移動用リフト
- ・車椅子付属品(電動補助装置等)
- ・特殊寝台付属品(サイドレール等)
- ・体位変換機
- ・スロープ(工事を伴わないもの)
- ・歩行補助つえ
- ・自動排泄処理装置

#### 《福祉用具販売対象品目》

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分

- 利用者は、対象サービスの利用料(1ヶ月上限6万円)の1割相当額をサービス提供事業者へ支払います。(残り9割相当額は、松山市からサービス提供事業者へ支払います。生活保護受給中の方は、1ヶ月の利用料が6万円以内の場合は自己負担はありません。)
- 1ヶ月上限額を超えてサービスを利用した場合は、超過額が全て自己負担になりますので、ご注意ください。

申請及びお問合せ

## 松山市保健所 健康づくり推進課

〒790-0813 松山市萱町六丁目30-5

☎ 089-911-1819

E-mail [kenkou@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:kenkou@city.matsuyama.ehime.jp)